

「(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案に関するアンケート」の結果をまとめました

平成24年11月に(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案について、広く市民の皆様にご意見を伺い、内容を御覧いただき、ふじみ野市の自治(まちづくり)について一緒に考えていただくことを目的としたアンケートを実施しました。

この度、その結果をまとめましたのでお知らせします。

アンケートの実施内容

- 対象: ① 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民2,000人(回答330件)
 ② 市内の各種73団体で活動する729人(回答253件)
 ③ 「(仮称)ふじみ野市自治基本条例素案説明会」(8会場で開催)の出席者139人(回答31件)

方 法: 郵送または協議会委員からの手渡しによる配布・回収

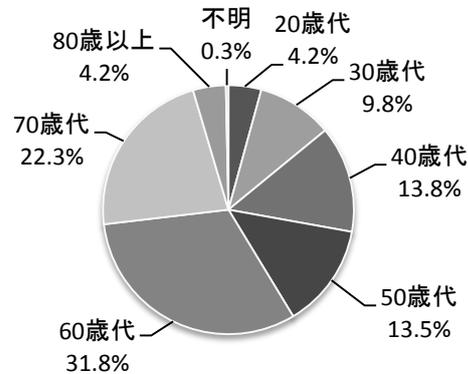
期 間: 平成24年11月5日(月曜日)～12月28日(金曜日)

配布数: 2,868件 回収数: 614件(回収率: 21.4%)

なお、市民協議会では、頂いたご意見を反映させながら現在原案の策定に取り組んでおります。

問1 回答者の属性

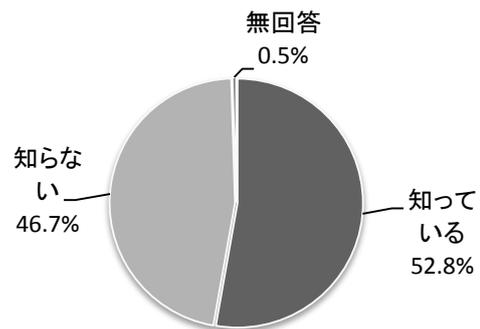
	(人)			小計
	男	女	不明	
20歳代	7	18	1	26
30歳代	21	39		60
40歳代	37	48		85
50歳代	50	33		83
60歳代	106	89		195
70歳代	86	50	1	137
80歳以上	17	9		26
不明	0	0	2	2
合計	324	286	4	614



問2 市の自治基本条例づくりについて何でお知りになりましたか。

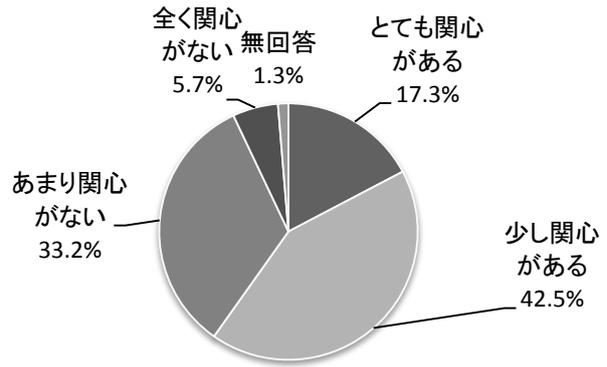
(複数回答可)

①知っている	324
市報	229
市ホームページ、市からのメール	20
懸垂幕、のぼり旗	21
町会・自治会などの回覧	92
市民フォーラム・説明会のチラシ	47
その他	18
無記入	6
②知らない	287
無回答	3
合計	614



問3 市民協議会の検討経過について関心がありますか。

とても関心がある	106
少し関心がある	261
あまり関心がない	204
全く関心がない	35
無回答	8
合計	614



問4 第6条(市民の権利及び責務)についてどう思いますか。

(市民の権利及び責務)

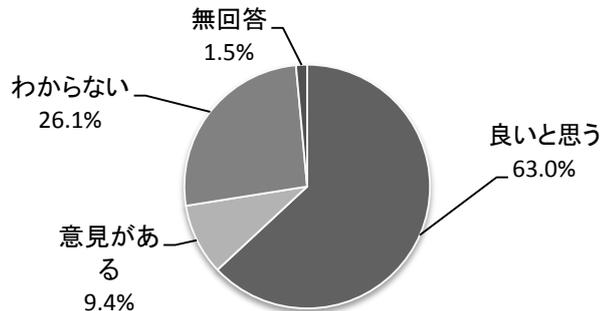
第6条 市民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に参加する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利
- (3) 行政サービスを受ける権利

2 市民は、自治の主体であることを自覚し、前項に規定する権利の行使に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市民相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりに努めること。
- (2) 市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つこと。
- (3) 行政サービスの享受に当たっては、応分の負担をすること。

良いと思う	387
意見がある	58
わからない	160
無回答	9
合計	614



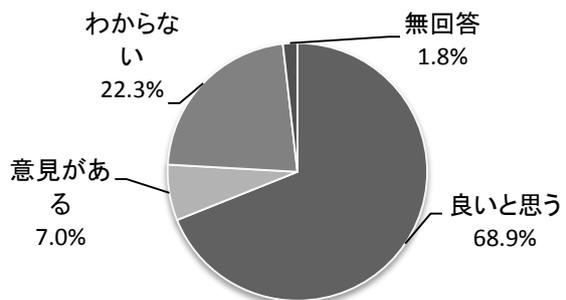
問5 第10条(参加)についてどう思いますか。

(参加)

第10条 市民は、多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、多様な参加の仕組みを整備し、市民の参加を推進するよう努めるものとする。

良いと思う	423
意見がある	43
わからない	137
無回答	11
合計	614

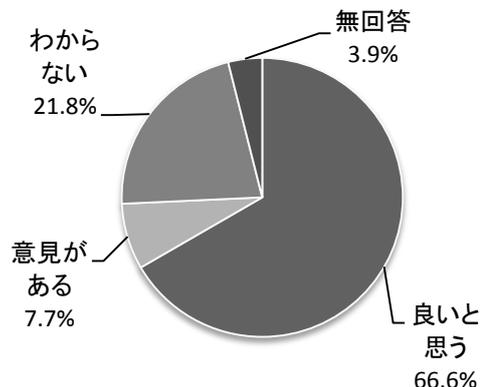


問6 第11条(協働)についてどう思いますか。

(協働)

第11条 市民、市議会及び市長等は、協働の仕組みを整備し、協働の推進に努めるものとする。

良いと思う	409
意見がある	47
わからない	134
無回答	24
合計	614



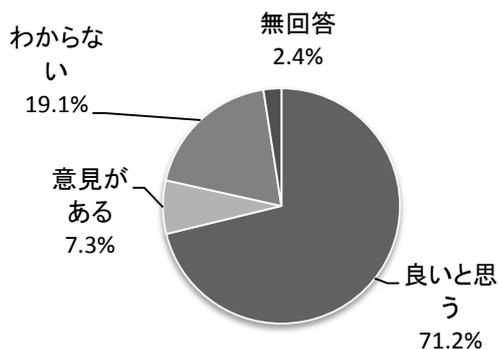
問7 第12条(コミュニティ)についてどう思いますか。

(コミュニティ)

第12条 市民は、コミュニティ活動を通して、共助の精神を育み、地域の課題の解決並びに世代を超えた交流及び学びあいに努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、コミュニティの主体性を尊重し、その自主性及び自立性を損なわずに、コミュニティ活動並びに必要な人材の育成を支援するよう努めるものとする。

良いと思う	437
意見がある	45
わからない	117
無回答	15
合計	614



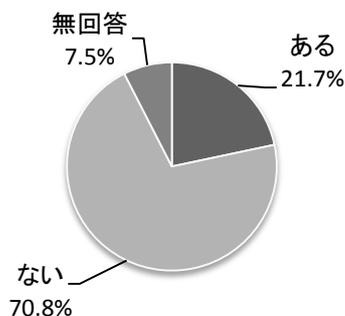
問8 第13条(市民投票について)

(市民投票)

第13条 市長は、市政運営に関わる重要事項の方向性を確認するため、別に定めるものの発意により、市民投票を実施することができる。

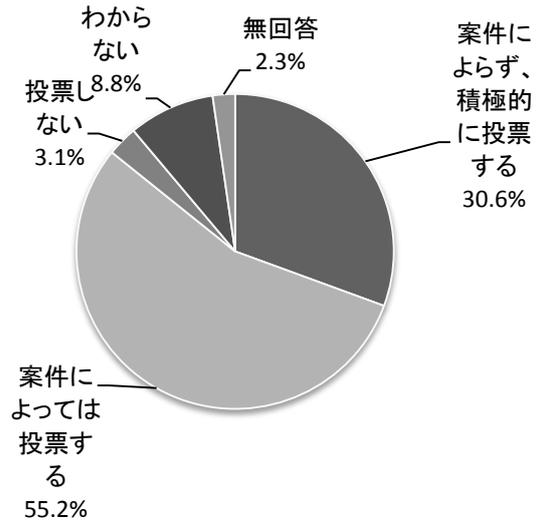
① これまでに市民の意思を確認すべきと思った事案があったか。

ある	133
ない	435
無回答	46
合計	614



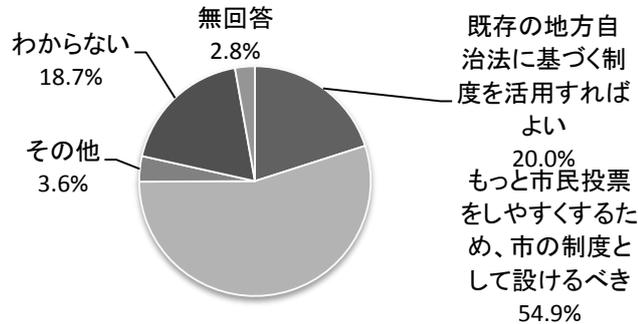
② 市民投票に積極的に投票するか。

案件によらず、積極的に投票する	188
案件によっては投票する	339
投票しない	19
わからない	54
無回答	14
合計	614



③ 市民投票を市の制度として位置づけることについて。

既存の地方自治法に基づく制度を活用すればよい	123
もっと市民投票をしやすいするため、市の制度として設けるべき	337
その他	22
わからない	115
無回答	17
合計	614



●なお、アンケートに書かれた意見の詳細及び意見に対する協議会の考え方については、後日掲載する予定です。

(仮称) ふじみ野市自治基本条例【素案】

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条・第5条）
- 第3章 市民の権利及び責務（第6条）
- 第4章 市議会及び市長等の役割及び責務（第7条—第9条）
- 第5章 市民によるまちづくり（第10条—第12条）
- 第6章 市民投票（第13条）
- 第7章 市政運営（第14条—第28条）
- 第8章 国、県及び他の地方公共団体等との関係（第29条・第30条）
- 第9章 見直しと改正（第31条）
- 第10章 補則（第32条）

(前文)

ふじみ野市は、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町とが合併して誕生しました。古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、現在は、首都東京の近郊都市として発展しています。

21世紀に入り、わたしたちを取り巻く社会がめまぐるしく変化し、地域の課題が多様化する中で、地域のことは地域で決定し、自己の責任で解決することが求められるようになりました。

わたしたちふじみ野市民は、この地域に生きた人々が築き上げてきた歴史や文化、そして恵まれた自然環境を大切にしながら、互いを尊重し、協力し合って、わたしたちが目指す理想のまちを実現し、将来の世代に引き継がなければなりません。

今ここに、わたしたちは、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し、身近なところから市政に参加し、協働することで、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意し、ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します。

注) この素案を作成するに当たって、市民によるまちづくりのあり方について、市民アンケート等を実施しました。その結果は、人権尊重を基本にすること、子育てや教育、医療、福祉などの充実、安全・安心の確保、環境の保全、市内産業の振興、そして市民相互の信頼及び交流の促進などの御意見があり、それらを「わたしたちが目指す理想のまち」と表現しました。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を明らかにし、市民の参加及び協働の仕組みを定めることにより、市民主体の自治を推進することを目的とする。

(位置付け)

第2条 この条例は、ふじみ野市（以下「市」という。）における自治の基本として位置付けられるものであり、市民、市議会及び市長等は、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で居住、就労、就学並びに事業その他の活動をする個人及び団体をいう。
- (2) 市長等 市長及び市長以外の執行機関（教育委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び水道事業管理者）をいう。
- (3) 参加 市民が主体的に市の施策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務のもと、互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携及び協力して活動することをいう。

注) 地域の課題を解決し、私たちが目指す理想のまちを実現するためには、住民はもちろんのこと、市に関わる様々な主体が担い手となって進めていく必要があります。住民をはじめ、市で働く人や学ぶ人、事業者や公益性を有する活動を行う団体なども市の自治に参加できるよう、「市民」の定義を広く捉えています。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民、市議会及び市長等は、市民主体の自治を推進するものとする。
- (2) 市議会及び市長等は市民の意思を反映した市政運営を行い、市民は相互の立場を尊重し、まちづくりに協力するものとする。
- (3) 市議会及び市長等は、自主的な判断により、自立したまちづくりを行うものとする。

注) 「自治の基本理念」とは、市民主体の自治を実現するための基本的な考え方をいいます。

(自治の基本原則)

第5条 前条に規定する自治の基本理念を踏まえ、市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民、市議会及び市長等は、相互にまちづくりに関する情報を共有するものとする。
- (2) 市民、市議会及び市長等は、市民の参加を基本としてまちづくりを行うものとする。
- (3) 市民、市議会及び市長等は、協働によるまちづくりを基本とするものとする。

注) 「自治の基本原則」とは、市民主体の自治に共通する基本的な行動原則をいいます。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利及び責務)

第6条 市民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に参加する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利
- (3) 行政サービスを受ける権利

2 市民は、自治の主体であることを自覚し、前項に規定する権利の行使に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市民相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりに努めること。
- (2) 市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つこと。
- (3) 行政サービスの享受に当たっては、応分の負担をすること。

第4章 市議会及び市長等の役割及び責務

(市議会及び市議会議員の役割及び責務)

第7条 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されるよう、議案を審議し、及び議決しなければならない。

2 市議会と市議会議員は、市民の意思が市政運営に反映されるように政策を立案するよう努めなければならない。

3 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されているかを調査し、及び監視しなければならない。

(市長等の役割及び責務)

第8条 市長は、市の代表として、自らの発言、決定及び行動に責任を持ち、市民の意思を反映した市政運営に努め、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令に定める権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長等は、その権限の行使に当たっては自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長等は、効果的かつ機能的な組織及び制度を構築するとともに、市の職員の職務の遂行に必要な能力の開発及び向上に努めるものとする。

(市の職員の責務)

第9条 市の職員は、法令を遵守し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び自己研さんに努めるものとする。

第5章 市民によるまちづくり

(参加)

第10条 市民は、多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、多様な参加の仕組みを整備し、市民の参加を推進するよう努めるものとする。

注) 「多様な参加」とは、パブリック・コメント、市政モニター、委員会等への参加、市民との対話集会、各種アンケート等への回答、各種事業への参加、ボランティア活動などをいいます。

(協働)

第11条 市民、市議会及び市長等は、協働の仕組みを整備し、協働の推進に努めるものとする。

(コミュニティ)

第12条 市民は、コミュニティ活動を通して、互助の精神を育み、地域の課題の解決並びに世代を超えた交流及び学びあいに努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、コミュニティの主体性を尊重し、その自主性及び自立性を損なわずに、コミュニティ活動並びに必要な人材の育成を支援するよう努めるものとする。

注) 「コミュニティ」とは、多様な人と人とのつながりを基に、共通の目的を持って活動する市民の団体をいいます。



第6章 市民投票

(市民投票)

第13条 市長は、市政運営に関わる重要事項の方向性を確認するため、別に定めるものの発意により、市民投票を実施することができる。

注)・この条文は、自治の基本理念に基づき、「市政運営に関わる重要事項」について、市民が投票することによって、市民の意思を確認する制度を定めています。

・「市政運営に関わる重要事項」とは、市民の生活及び自治の根幹に重大な影響を及ぼす事項をいいます。

・「別に定めるもの」は、市民、市議会議員及び市長を想定しています。市民投票の発意資格者及び手続等については、市民投票に関する別の条例で定めることとしています。

せつめい



第7章 市政運営

(総合計画)

第14条 市長は、市民が参加する組織をもって、総合的な行政計画としての最上位計画である総合計画を策定するものとする。

注) 当条に該当する「ふじみ野市総合振興計画」が存在していますが、地方自治法の改正(平成23年8月施行)により、策定義務がなくなりました。しかし、長期基本計画は今後も必要であることから、計画策定は継続すべきとして決めました。

(財政運営)

第15条 市議会及び市長等は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとする。

(情報共有及び説明責任)

第16条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、様々な手法により市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図るものとする。

2 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分かりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第17条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市民の求めに応じて市議会及び市長等の保有する情報を、原則公開するものとする。

2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、審議会等の会議を原則公開するものとする。

(個人情報保護)

第18条 市議会及び市長等は、基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を保護するとともに、市民の自己に関わる個人情報の開示請求等の権利を保障するものとする。

(委員等の選任)

第19条 市長等は、審議会及び委員会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の根拠を含めた手続について透明性を確保するよう努めるものとする。

2 市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり委員等の選任に当たっては、男女の構成比及び多様性に配慮するものとする。

3 市長等は、委員等の選任に当たっては、公募による市民を委員等に選任するよう努めるものとする。

(パブリック・コメント)

第20条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例及び計画等の制定等に当たり、事前に当該案を公表し、広く市民の意見を聴取するものとする。

2 市長等は、聴取した市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、聴取した意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。

(提言及び苦情への対応)

第21条 市長等は、市民から市政運営に関する意見、要望及び提案(以下「提言」という。)並びに市民の生活に関する苦情(以下「苦情」という。)があったときは、速やかにその内容を精査して、適切な対応措置を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、有効と判断した提言については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるとともに、提言の内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。

3 市長等は、寄せられた苦情について、改善を要すると判断したものには、速やかに是正措置を行い、再発防止等の適切な措置を講じるとともに、その内容及び対応措置の概要を市民に公表するものとする。

(行政手続)

第22条 市長等は、市民の権利及び利益の保護に努め、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる仕組みを取り入れるよう努めるものとする。

(外部監査)

第24条 市民、市議会及び市長は、適正で効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。

(政策法務)

第25条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限をこの条例の趣旨に沿って活用するものとする。

(法令遵守)

第26条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理保持の体制を整備し、常に適正かつ公正な市政運営に努めるものとする。

注) 「法令の遵守及び倫理保持の体制を整備」とは、法令の遵守や倫理の保持のための職員研修制度や倫理に関する条例の整備などを意味しています。

(公益通報)

第27条 市長等は、適正な市政運営を確保するため、市政運営に関わる違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じるものとする。

注) 「市の職員等」には、市の職員のほか、市が委託する事務事業の受託者の従業員なども含まれます。

(危機管理)

第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある災害等(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備するものとする。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じるものとする。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処するものとする。

第8章 国、県及び他の地方公共団体等との関係 (国、県等との関係)

第29条 市は、市民に最も身近な地方公共団体として、国、埼玉県等とそれぞれ適切な役割分担を踏まえ、対等な関係の確立に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との関係)

第30条 市は、広域的な課題の解決と市民サービスを図るため、他の地方公共団体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。

注) 「他の地方公共団体等」には、国内外を含めた各種団体、商工団体、教育・研究機関なども含まれます。

第9章 見直しと改正

(見直しと改正)

第31条 市長は、この条例を社会情勢の変化等に照らして見直しを図ることができるものとする。

2 市長は、この条例を見直そうとするときは、事前に多様な方法で市民の意見を聴取するものとする。

3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改正したときは、その内容を市民に公表するものとする。

第10章 補則

(その他)

第32条 この条例の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

